

議案第 36 号

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成 31 年 3 月 19 日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務について、民間労働法制及び人事院規則の改正等を踏まえ、勤務命令を行うことができる上限時間を定めるなど、長時間労働の是正のための措置を講じるための条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

## 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の一項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。